

○農林水産省告示第三百七十五号

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表二の付表第二十二に基づき、昭和六十三年六月十七日農林水産省告示第八百二十八号(アメリカ合衆国産サマーグラント種、スプリングレッド種、ファイアブライト種、フアンタジア種、メイグラント種及びレッドダイヤモンド種のネクタリンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件)の一部を次のように改正し、平成九年四月一日から施行する。

農林水産大臣 藤本 孝雄
三の(一)中「有害動物及び有害植物」を「検疫有害動物」に改め、同(二)を削る。

五の(四)中「各こん包」の下に「又は束ねたこん包」を加え、五を六とし、四の次に次のように加える。

五 植物防疫官による確認
三の(一)の検査及び四の消毒が的確に実施されたことが植物防疫官により確認されること。

七 表示
三の(一)の検査及び四の消毒が行われた生果実のこん包には、輸出植物検査が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。

○農林水産省告示第三百七十六号
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表二の付表第八に基づき、昭和六十三年十一月二十九日農林水産省告示第八百八十六号(スペイン国産レモンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件)の一部を次のように改正し、平成九年四月一日から施行する。

農林水産大臣 藤本 孝雄
三の(一)中「有害動物及び有害植物」を「検疫有害動物」に改め、同(二)及び(三)を削る。

四の(一)中「低温処理施設又は低温処理コンテナ」を「スペイン国内の低温処理施設(以下「低温処理施設」という。又は海上輸送中の冷蔵設備を有するコンテナ(以下「低温処理コンテナ」という。))」に改める。

六中「そのこん包の三面以上」を「そのこん包には」に改め、六を七とする。

五の(一)中「各こん包」の下に「又は束ねたこん包」を加え、五を六とし、四の次に次のように加える。

五 植物防疫官による確認
三の(一)の検査及び四の消毒が的確に実施されたことが植物防疫官により確認されること。

五 植物防疫官による確認

(一) 三の(一)の検査及び四の消毒が的確に実施されたことが植物防疫官により確認されること。

(二) (一)の植物防疫官による消毒が実施されたことの確認は、スペイン国植物防疫機関と共同して、次により行うものとする。

ア 低温処理施設において消毒が行われる場合においては、当該施設において四の消毒が行われたことを確認すること。

イ 低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合においては、輸出港においては四の消毒が開始されたことを、輸入港においては当該消毒が終了していることをそれぞれ確認すること。

○農林水産省告示第三百七十七号
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表二の付表第二十三に基づき、平成元年十二月二十日農林水産省告示第六百八十八号(ニュージーランド産ファイアブライト種、フアンタジア種及びレッドゴールド種のネクタリンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件)の一部を次のように改正し、平成九年四月一日から施行する。

農林水産大臣 藤本 孝雄
三の(一)中「有害動物及び有害植物」を「検疫有害動物」に改め、同(二)を削る。

五の(四)中「各こん包」の下に「又は束ねたこん包」を加え、五を六とし、四の次に次のように加える。

五 植物防疫官による確認
三の(一)の検査及び四の消毒が的確に実施されたことが植物防疫官により確認されること。

七 表示
三の(一)の検査及び四の消毒が行われた生果実のこん包には、輸出植物検査が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。

○農林水産省告示第三百七十八号
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表二の付表第六に基づき、平成二年三月二十日農林水産省告示第四百三十八号(イスラム国産シャム種及びパレンシア種のスイートオレンジ、グレープフルーツ並びにスウィートオレンジ)

農林水産大臣 藤本 孝雄
三の(一)中「有害動物及び有害植物」を「検疫有害動物」に改め、同(二)を削る。

六中「各こん包」の下に「束ねたこん包」を加え、六を七とし、五を六とし、四の次に次のように加える。

五 植物防疫官による確認
三の(一)の検査及び四の消毒が的確に実施されたことが植物防疫官により確認されること。

イライの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件)の一部を次のように改正し、平成九年四月一日から施行する。

平成九年三月十二日
農林水産大臣 藤本 孝雄
三の(一)中「有害動物及び有害植物」を「検疫有害動物」に改め、同(二)を削る。

四中「こん包」を「各こん包又は束ねたこん包」に改める。

七中「そのこん包の三面以上」を「そのこん包には」に改め、七を八とし、六を七とし、五の次に次のように加える。

六 植物防疫官による確認
三の(一)の検査及び五の消毒が的確に実施されたことが植物防疫官により確認されること。

○農林水産省告示第三百七十九号
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表二の付表第七に基づき、平成四年五月六日農林水産省告示第五百十七号(オーストラリア連邦産パレンシア種及びワシントンネブル種のスイートオレンジ並びにレモンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件)の一部を次のように改正し、平成九年四月一日から施行する。

農林水産大臣 藤本 孝雄
三の(一)中「有害動物及び有害植物」を「検疫有害動物」に改め、同(二)を削る。

七を削る。

六中「各こん包」の下に「束ねたこん包」を加え、六を七とし、五を六とし、四の次に次のように加える。

五 植物防疫官による確認
三の(一)の検査及び四の消毒が的確に実施されたことが植物防疫官により確認されること。

七の次に次のように加える。

八 表示
三の(一)の検査及び四の消毒が行われた生果実のこん包又はこん包が収容されたコンテナには、輸出植物検査が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。

○農林水産省告示第三百八十号
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表二の付表第十九に基づき、平成四年五月六日農林水産省告示第五百十八号(アメリカ合衆国産ビング種、ランバート種、レーニア種

農林水産大臣 藤本 孝雄
三の(一)中「有害動物及び有害植物」を「検疫有害動物」に改め、同(二)を削る。

及びパン種のさくらんぼの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件)の一部を次のように改正し、平成九年四月一日から施行する。

平成九年三月十二日
農林水産大臣 藤本 孝雄
三の(一)中「有害動物及び有害植物」を「検疫有害動物」に改め、同(二)を削る。

六を削る。

五の(四)中「各こん包」の下に「又は束ねたこん包」を加え、五を六とし、四の次に次のように加える。

五 植物防疫官による確認
三の(一)の検査及び四の消毒が的確に実施されたことが植物防疫官により確認されること。

七 表示
三の(一)の検査及び四の消毒が行われた生果実のこん包には、輸出植物検査が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。

○農林水産省告示第三百八十一号
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表二の付表第二十一に基づき、平成四年五月六日農林水産省告示第五百十九号(ニュージーランド産サミット種、サム種、ステラ種、ドーンソン種、バートラット種、ピング種、ランバート種及びレーニア種のさくらんぼの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件)の一部を次のように改正し、平成九年四月一日から施行する。

農林水産大臣 藤本 孝雄
三の(一)中「有害動物及び有害植物」を「検疫有害動物」に改め、同(二)を削る。

六を削る。

五の(四)中「各こん包」の下に「又は束ねたこん包」を加え、五を六とし、四の次に次のように加える。

五 植物防疫官による確認
三の(一)の検査及び四の消毒が的確に実施されたことが植物防疫官により確認されること。

七 表示
三の(一)の検査及び四の消毒が行われた生果実のこん包には、輸出植物検査が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。

農林水産大臣 藤本 孝雄
三の(一)中「有害動物及び有害植物」を「検疫有害動物」に改め、同(二)を削る。

六の次に次のように加える。